

## 第3期ロジスティクス環境会議 第8回包装の適正化推進委員会 議事録

I. 日 時：2009年9月16日（水） 10:00～12:00

II. 場 所：東京・千代田区 中央大学駿河台記念館 610会議室

III. 出席者：18名

IV. 内 容：

- 1) 包装材のフロー図について
- 2) 包装材の投入量に係る標準的算定方法について
- 3) 包装材の排出量に係る標準的算定方法について

V. 開 会

事務局より開会が宣された後、増井委員長の司会のもと、以下のとおり議事が進められた。

VI. 報 告

1) これまでの経過と本日の検討事項について

事務局より、資料1に基づき、これまでの経過と本日の検討事項について説明がなされた。

2) 施設見学会結果報告

事務局より、9月10日（木）に開催したレンゴー株式会社 新京都事業所の施設見学会の結果報告がなされた後、麦田副委員長より、①レンゴー社のCO<sub>2</sub>排出原単位が業界平均より2割ほど小さい要因として、製造ラインの集約と新規生産設備への代替効果が大きいとのことであった、②太陽光パネル導入の際にNEDOの補助（補助率1/2）を活用しているが、残りの1/2について現時点では回収には至っていない、③段ボールとプラコンとの比較については、客観的な視点で検証する必要があると個人的に考える、との補足説明がなされた。

### 【主な意見】

（環境パフォーマンスについて）

委 員：あくまでも段ボールメーカー側で算出した結果であり、当委員会としてどのように捉えるかについてはあらためて考える必要があると思う。

委員長：現在、カーボンフットプリントのPCR策定が進んでいる。このことにも配慮して客観的な視点で考える必要がある。

委 員：本件のみならず「紙類は廃棄部分のCO<sub>2</sub>排出量はカーボンニュートラルの考えに基づいて発生しない」ということをよく耳にするが、実際のところ、植林する本数及びそれらの木が育つ期間と廃棄量がバランスしていないと、CO<sub>2</sub>排出量が増えてしまうと個人的に考える。

委員長：ご指摘のとおりである。木製であっても、オフセットを条件にCO<sub>2</sub>排出量をゼロにすべきと個人的に考える。また、京都議定書では、間伐を条件として森林吸収を認めている。さらに、伐採の適齢期は30-50年とも言われており、その樹齢を超えるとCO<sub>2</sub>の吸収力が落ちるとも言われている。これらのことも考慮した形でCO<sub>2</sub>排出量の計算をしないといけないのではないかと。

委員長：今回の計算範囲には使用段階が含まれていないが、カーボンフットプリントでは、使用時を含んでCO<sub>2</sub>排出量を算出しなければならないこととなっている。使用方法によってC

O<sub>2</sub>の値が変化することを示すことで、よりCO<sub>2</sub>の少ない使用を促すようにしないと意味がなく、したがって現状のカーボンフットプリントの算出方法等には個人的にはまだまだ問題があると考えている。

(その他について)

委員長：板紙製造の初期段階から、パルプと古紙を混合してしまうのか教えていただきたい。

事務局：今回の見学先は段ボール工場であり、板紙製造は別の工場となることから、その部分については把握していない。

委員：プラスチックコンテナメーカーの見学会を企画してはどうかと考える。

事務局：見学会の開催は物理的に難しいが、メーカーの方を招いてご説明いただくことは可能だと考える。

## Ⅶ. 議 事

### 1) 包装材のフロー図について

事務局より、資料2-1、2-2、2-3、2-4に基づき、「基本モジュール」及び「基本モジュールの組み合わせによるフローイメージ図の一例」の変更案について説明がなされ、以下のような意見交換がなされた後、了承された。

#### 【主な意見】

委員長：資料2-1の0W4r<sup>ˆ</sup>の“<sup>ˆ</sup>”のマークが見つらい印象を受ける。このフローの意味を確認したい。

事務局：このフローは、例えば、物流事業者が川上から預かった荷物を開梱せずにそのまま川下に届けた後、川下より包装材の廃棄を要請されて自社に持ち帰るフローを表している。

委員長：リターナブル側では、同様のフローは発生しないのか教えていただきたい。

副委員長：リターナブルは所有者が明確になっていることから、所有者に戻す形となる。

事務局：“<sup>ˆ</sup>”を使用しないように番号そのものを変えることも一案ではあるが、これらのアクションを是認するような誤解を与える恐れもある。フォントの変更等により、“<sup>ˆ</sup>”を見やすくするようにしたい、

#### 【決定事項】

- ・資料2-1の0W4r<sup>ˆ</sup>の“<sup>ˆ</sup>”が見やすくなるようにフォント等を修正する。
- ・上記以外については、事務局案どおりとする。

### 2) 包装材の投入量に係る標準的算定方法について

事務局より、資料3-1に基づき、前回委員会の検討内容の確認がなされた後、資料3-2に基づき、リターナブルの投入量に係る標準的算定方法についての説明がなされた。最後に、資料3-3に基づき、(ワンウェイも含めた)包装材の投入量に係る標準的算定方法について説明がなされ、以下のような意見交換がなされた。

#### 【主な意見】

(企業単位、個別単位の表現について)

委員長：資料3-1の2ページ目にある「企業単位」と「個別単位」の用語の意味が分かりにくいと思う。

事務局：簡単に言うと、企業単位とはある期間における投入量に係る環境負荷、個別単位とはリターナブルの導入可否を検討する際の環境負荷を意味している。

委員長：「投資をするときにワンウェイにするのかリターナブルにするのか比較する際に用いる」といった表現の方が分かりやすいと考える。

委員：個別単位は、包装形態を選択する際に、推定値を用いてライフサイクルにおける環境負荷の評価である。一方、企業単位とは、年度において発生した実績値の評価である。いずれにしても、企業単位、個別単位という表現は、当委員会のメンバー以外の方には分かりにくい。

事務局：分かりやすい表現に修正したい。

(資料3-2 図表1について)

委員長：CO<sub>2</sub>排出量を算出するためには素材別重量ベースでの把握が不可欠である一方で、その素材別重量ベースの把握を「目標レベル」という扱いでよいのか疑問である。

事務局：「必須レベル」、あるいは「必達レベル」に変更するのも一案である。

副委員長：例えば、食品業界においては、段ボール1箱でいくら、プラスチックの通い箱ではいくらといった標準が設定されていれば、数量ベースからCO<sub>2</sub>排出量の算出も可能であるが、それらが無い現状を鑑みると、素材別重量を把握せざるをえないと考える。

事務局：段ボール、プラスチック、木材、金属ぐらいでいいので、業界団体において原単位が設定されていれば、ユーザー側で算出が可能だと考える。

事務局：たしかにCO<sub>2</sub>での評価を行うためには、素材別重量の把握が必要であるが、一方で適正化の取り組みの推進を考えるのであれば、金額ベースや数量ベースでも意味があると考えられる。

委員長：当委員会の目的は包装材の適正化の推進であって、包装材の削減が目的ではない。したがって購入金額が減ればよいという単純な話ではないと考える。場合によっては包装材を増やすことで全体の適正化を進める場合もあると思われる。

副委員長：金額ベース、数量ベースでの把握が「標準レベル」とされているが、“標準”としてしまうと、「この段階まで把握すればよい」という誤解を与えてしまう恐れがある。

委員長：図表1にあるとおり、金額、数量、重量、素材別重量といったような複数のレベルを設定することは必要であるが、さらにそれぞれの指標がどのような用途で活用できるかといったことも整理してはどうか。

委員：CO<sub>2</sub>排出量を適正に算出することが、包装の適正な評価になるのかといった問題もあるのではないかと。

委員長：当委員会は環境会議の中の組織であることから、代表的な環境負荷であるCO<sub>2</sub>による評価を目指しているが、ご指摘いただいた事項は、大変重要でかつ難しい問題であり、検討の際に念頭に置かなければいけないと考える。

(資料3-3について)

委員長：ワンウェイ、リターナブルを比較すると、総量、原単位ともに指標はほとんど一致しているが、計算方法は異なるのか教えていただきたい。

事務局：現場レベルで異なることは考えられる。

委員：購入そのものについては、変わらないと考える。

委員：当社では、“セット”の中にあるいくつかの部品を組み合わせるとリターナブルを構成するが、中身の製品によって、それらを構成する部品が異なる。しかしながら、“セット”として循環管理しており、それぞれの部品単位での使用回数までは把握できていない。

事務局：事務局案は、あくまでもワンピースの（一体型の）通い箱等を想定しており、ご指摘いただいたような使い方は全く想定していない。

委員長：資料3-2にある効率性の指標等を管理することで、結果として入口及び出口の指標が減少するが、資料3-3の記載内容では、ワンウェイとリターナブルの指標の違いが見えなくなる。したがって、資料3-3においても、それらを記載する必要があるのではないかと。

事務局：1つの表に整理する等、見せ方を工夫したい。

(その他)

委員：包装設計する立場としては複合材の方が強度等の点から使いやすい。

委員長：ご指摘いただいたような利点がある一方で、再生時にエネルギー等が余分にかかるという課題もある。

#### 【決定事項】

・「企業単位」、「個別単位」という用語について、指標の活用用途が分かるような表現に修正する。

- ・資料3-2の図表1で、各指標のレベル、活用用途等が分かるように修正する。
- ・資料3-3にリターナブルの補助指標を追加する等、記載内容を修正する。

### 3) 包装材の排出量の標準的算定方法について

事務局より、資料4に基づき、包装材の排出量の算定範囲について説明がなされた後、以下のよう意見交換がなされ、次回委員会で引き続き検討することとなった。

#### 【主な意見】

委員長：包装材を通じて、より環境にやさしい取り組みとはどのようなことなのかを考えた上で、指標化の検討が必要だと考える。

副委員長：産業廃棄物については、排出者は処理業者（処分業者および収集運搬業者）と契約を交わすことが法律で定められており、中間処分業者との契約書では最終処分（再生や埋立など）の方法とその委託先なども明記することが法的要件になっている。また、マニフェストには廃棄物の種類別（金属くず、廃プラスチック類、紙くず など）の重量を記載しなければならない。したがって、処理のフローと数量は把握できることとなっているが、それらをDB等で一元管理をしているかどうかという問題とともに、どの程度法律が守られているかどうかという問題もある。

委員長：算定範囲は、廃棄物処理のプロセスと連動させて考えることが必要である。

委員：廃棄物については、契約書、マニフェスト等から把握できると思われるが、有価売却したものは全く縛りがないことから、その後どのようなようになったか不明なケースの方が圧倒的に多いのではないか。

委員長：有価売却については、カーボンフットプリントのPCR策定上も同様の議論がある。

事務局：同じ“モノ”であっても、経済状況によって、有価物、廃棄物と変わるといったことにも留意が必要である。

副委員長：ストレッチフィルムを有価売却する際に、バイヤーにその後のフローを聞いたところ、単価によって国内売却のケースもあれば中国に売却するケースもあるとのことであった。ただし、売却することで所有権が移転することから、その後のフローを把握することは困難だと考える。

委員：当社においては、マニフェストの記載や管理の手間等を鑑みて、廃プラは有価売却にしている。ただし、有価物の場合、数量等は厳密に把握できていない。

事務局：有価率といったものを捉えるのも一案だと考える。

委員長：自社内の処分に留まらず、少し視野を広げて考える必要がある。例えば、消費者の手に渡った包装材は一般廃棄物として処分されてしまう。しかしながら、それらが企業に戻ってくれば、適正な処理ができる可能性も高い。

委員長：実態も踏まえた形で、どのような範囲で捉えるべきか検討する必要があると考える。

### 4) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料5に基づき今後のスケジュールについて説明がなされ、次回委員会を下記のとおり開催することとなった。なお、詳細については、事務局よりメールにて連絡することとなった。

＜第9回包装の適正化推進委員会＞

日時：2009年10月23日（金）15時～17時

会場：社団法人日本ロジスティクスシステム協会 会議室

## VIII. 閉会

以上をもって全ての議事を終了し、増井委員長は閉会を宣した。

以上



(裏面)

⑥自己中間処理後再生利用量	t
⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	t
※事務処理欄	
備考	
1 この報告は、6月30日までに提出すること。	
2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。	
3 「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。	
4 「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量を記入すること。	
(1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量	
(2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用した量	
(3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量	
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理した量	
(5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量	
(6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	
(7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量	
(8) ⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量	
5 ※欄には、何も記入しないこと。	



## 様式第二号の三（第八条の四の六関係）

(表面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書	
平成 年 月 日	
茨城県知事 殿	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 8 項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
産業廃棄物発生量の目標	(種類) (発生量) t
計画の実施状況	①産業廃棄物発生量 (種類) (発生量) t
	②自己直接再生利用量 t
	③自己直接埋立処分又は海洋投入量 t
	④自己中間処理量 t
	⑤自己中間処理残さ量 t

(日本工業規格A列4番)

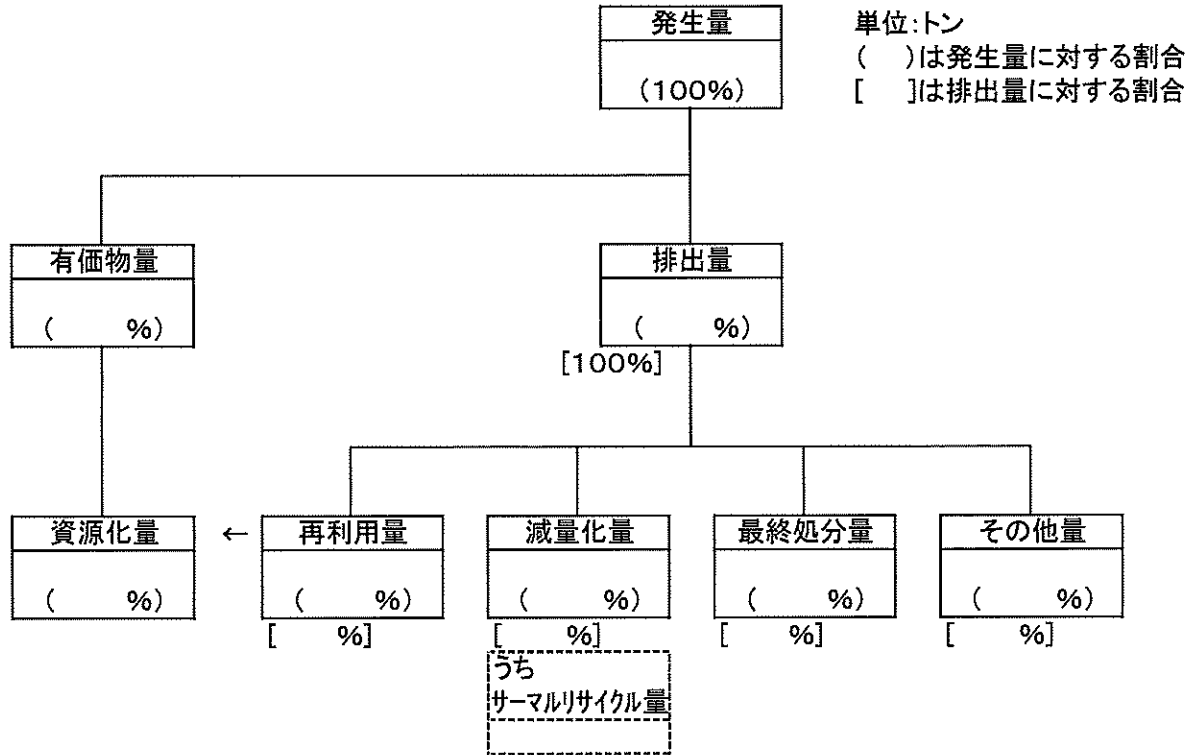


(裏面)

⑥自己中間処理後再生利用量	t
⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	t
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この報告は、6月30日までに提出すること。</li><li>「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。</li><li>「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。</li><li>「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量を記入すること。<ol style="list-style-type: none"><li>①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量</li><li>②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用した量</li><li>③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量</li><li>④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理した量</li><li>⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量</li><li>⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量</li><li>⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量</li><li>⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量</li></ol></li><li>※欄には、何も記入しないこと。</li></ol>	

別紙4(実績用)

廃棄物の総括処理フロー(実績値)

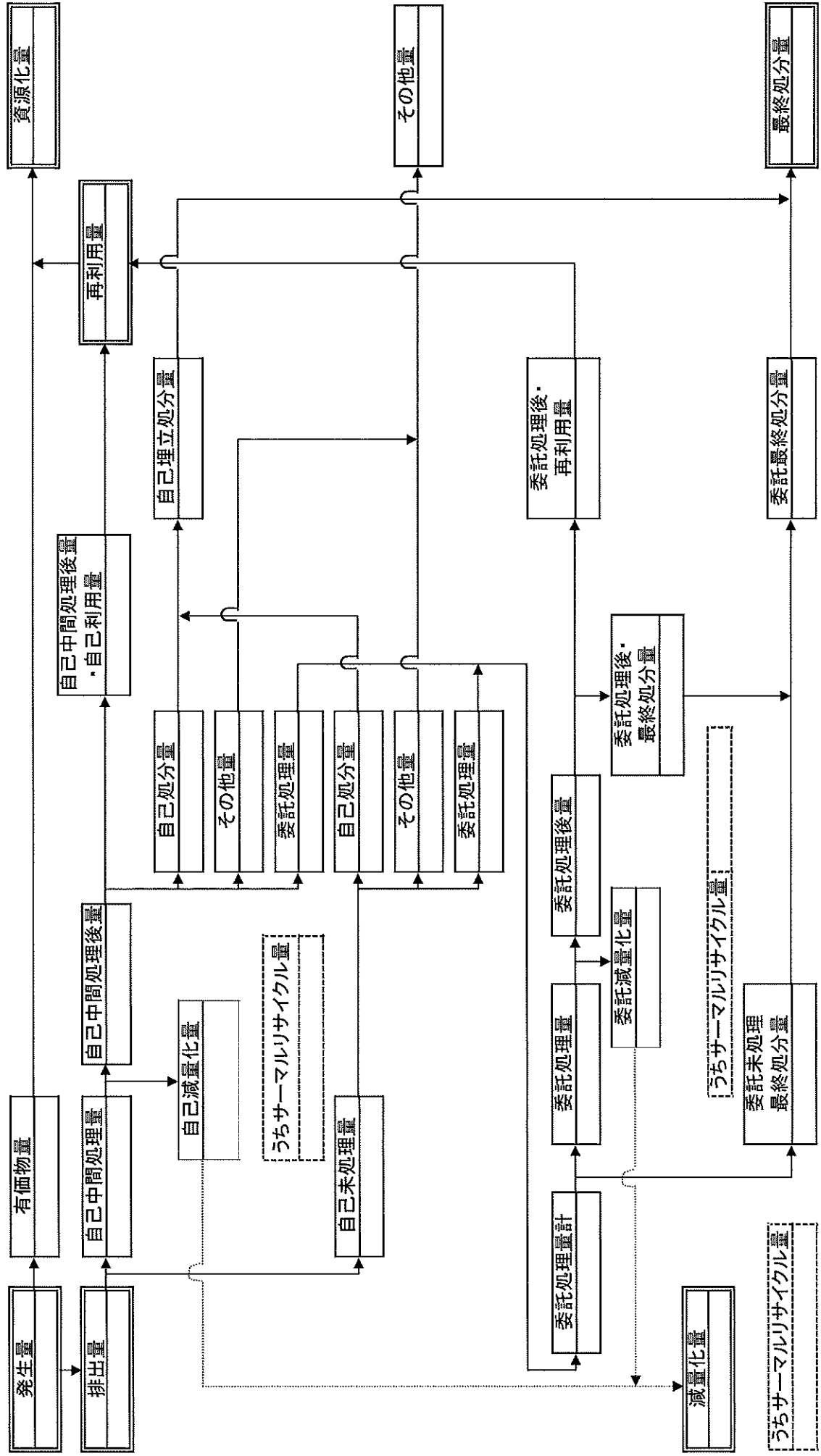


減量化計画(総括表)

項目	計画値	実績値	達成率・比較
産業廃棄物発生量 t/年			%
産業廃棄物排出量 t/年			%
最終処分量 t/年			%
再資源化率 %			ポイント
再生利用率 %			ポイント
最終処分率 %			ポイント

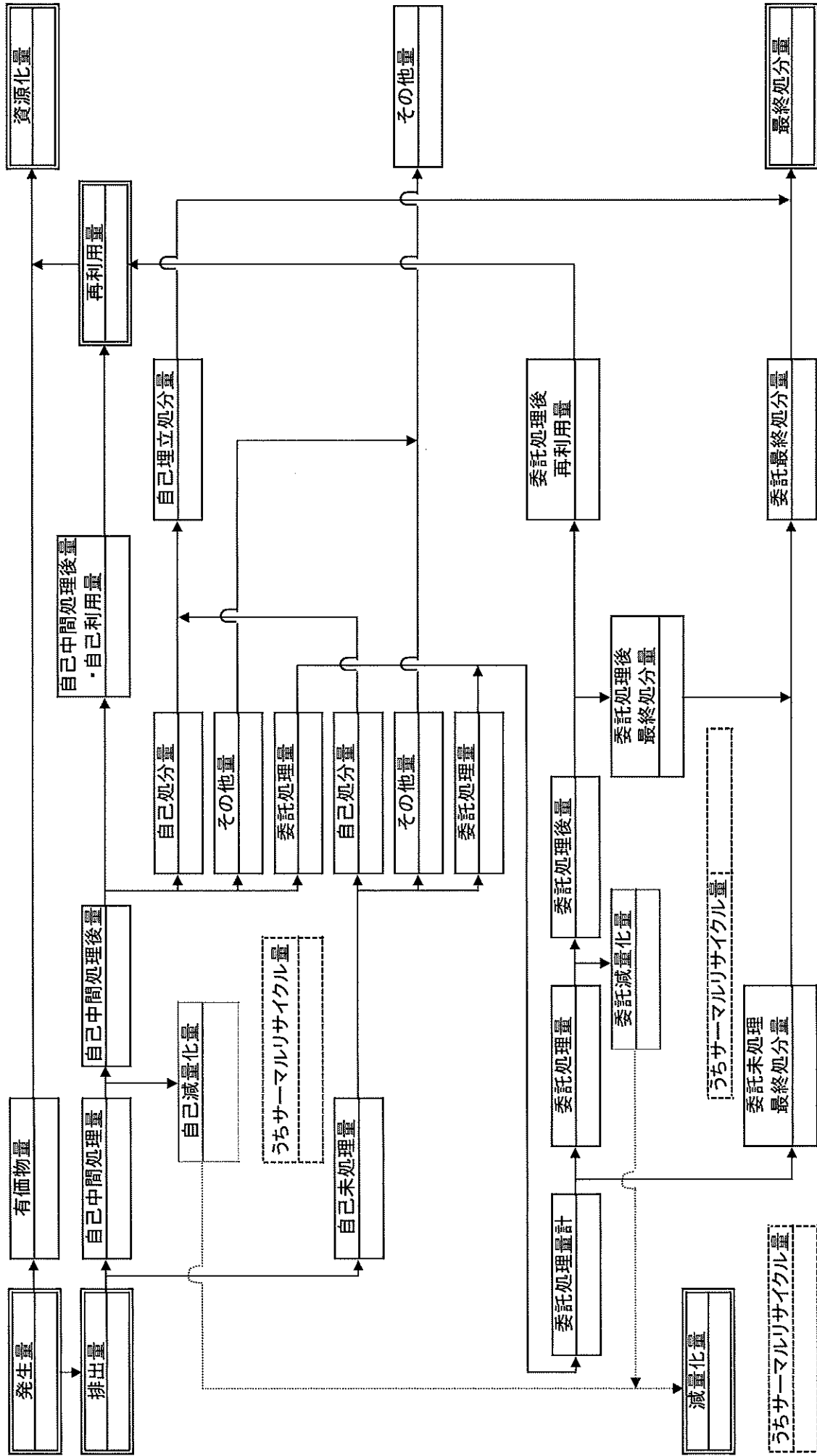
発生及び処理・処分の総括フロー(実績総括表:全廃棄物の集計)

(単位:トン)



発生及び処理・処分のフロー(実績:個別廃棄物)

(単位:トン)



様式第二号の三 (第八条の四の六関係)

(表面)

<h2 style="margin: 0;">産業廃棄物処理計画実施状況報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">報告者</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">住所</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。</p>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">提出日を記入してください。</div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">原則として、本社の住所及び代表者の氏名を記載してください。なお、代表者から提出を委任されている場合は、工場長等でも可。(委任状添付の必要はありません。)</div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">社印は特に必要ありません。</div>				
事業場の名称	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">ふりがなを記載してください。</div>			
事業場の所在地	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">日本標準産業分類中分類(コード含む)を記載してください。</div>			
事業の種類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">全産業廃棄物の合計量(t/年)を記載し、種類別の内訳を別紙として添付してください。</div>			
産業廃棄物発生量の目標	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">合計</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">種類別は、別紙のとおり t</td> </tr> </table>	合計		種類別は、別紙のとおり t
合計		種類別は、別紙のとおり t		
計画の実施状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">①産業廃棄物発生量</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">合計</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">種類別は、別紙のとおり t</td> </tr> </table>	①産業廃棄物発生量	合計	種類別は、別紙のとおり t
	①産業廃棄物発生量	合計	種類別は、別紙のとおり t	
	②自己直接再生利用量	別紙のとおり		
	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	〃		
	④自己中間処理量	〃		
⑤自己中間処理残さ量	〃			

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

⑥自己中間処理後再生利用量	別紙のとおり
⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	//
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	//
※事務処理欄	
備考	
<p>1 この報告は、6月30日までに提出すること。</p> <p>2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。</p> <p>3 「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。</p> <p>4 「計画の実施状況」の欄には、当該年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)に掲げる量について、その目標量を記入すること。</p> <p>(1) ①欄 当該事業場において生ずる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量</p> <p>(2) ②欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用する量</p> <p>(3) ③欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量</p> <p>(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理する量</p> <p>(5) ⑤欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量</p> <p>(6) ⑥欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量</p> <p>(7) ⑦欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量</p> <p>(8) ⑧欄 (1)の量のうち他人に委託して処理する量に、(5)の量のうち他人に委託して処理する量を加えた量</p> <p>5 ※欄には、何も記入しないこと。</p>	

1 事業場の概要

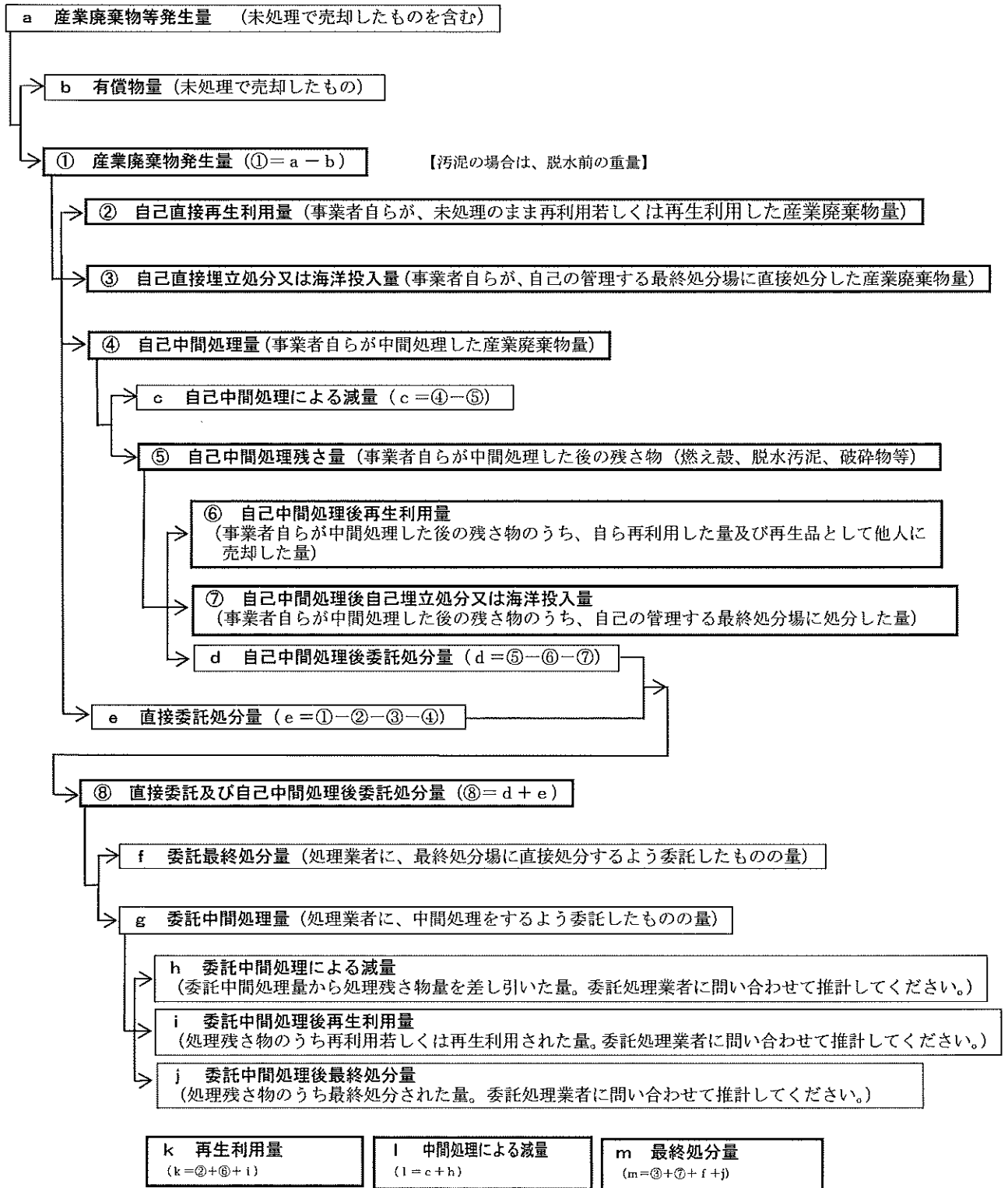
項目	内容	項目	内容	備考
事業場の名称		従業員数(人)		
記入者名		当該事業所の元請完成工事高(万円/年)		建設業の場合記入
連絡先	(電話) (E-mail)	(FAX)	当該事業所の製造品出荷額(万円/年)	製造業の場合記入

2 実施状況

項目	産業廃棄物の種類(名称)				合計	
20年度の産業廃棄物発生量の目標(t/年)						
20年度計画の実施状況(20年度実績)	a 産業廃棄物等発生量(t/年)					
	b 有償物量(t/年)					
	① 産業廃棄物発生量(t/年) (①=a-b)					
	② 自己直接再生利用量(t/年)					
	再生利用用途	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	
	③ 自己直接埋立処分又は海洋投入量(t/年)					
	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	
	④ 自己中間処理量(t/年)					
	処理方法	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	
	c 自己中間処理による減量(t/年) (c=④-⑤)					
	⑤ 自己中間処理残さ量(t/年)					
	⑥ 自己中間処理後再生利用量(t/年)					
	再生利用用途	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	
	⑦ 自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量(t/年)					
	埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	
	d 自己中間処理後委託処分量(t/年) (d=⑤-⑥-⑦)					
	e 直接委託処分量(t/年) (e=①-②-③-④)					
⑧ 直接委託及び自己中間処理後委託処分量(t/年) (⑧=d+e)						
f 委託最終処分量(t/年)						
埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外		
g 委託中間処理量(t/年)						
処理方法	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )		
h 委託中間処理による減量(t/年)						
i 委託中間処理後再生利用量(t/年)						
再生利用用途	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )	A・B・C・D E( )		
j 委託中間処理後最終処分量(t/年)						
埋立処分先	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外	A 県内・B 県外		
k 再生利用量(t/年) (k=②+⑥+i)						
l 中間処理による減量(t/年) (l=c+h)						
m 最終処分量(t/年) (m=③+⑦+f+j)						

(注) 1 産業廃棄物発生・処理フロー図を参考に記載してください。  
 2 再生利用用途コード A:原料・材料 B:燃料 C:飼料・肥料 D:建設材料 E:その他(具体的に記載)  
 3 処理方法コード A:焼却・溶融 B:脱水・乾燥 C:破砕・圧縮 D:中和 E:その他(具体的に記載)  
 4 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。なお、この場合、右上No.欄にページを記載してください。

## 産業廃棄物発生・処理フロー図





産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成20年度)

マニフェストの「運搬先の事業場 (処分事業場)」の欄に記載の住所を記入

平成 年 月 日

栃木県知事

殿

単位を「トン」で記入。「トン」以外の単位で管理している場合は換算表を参考に換算して記入。

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入。

報告者

住所 ○○県××市□□1-1-1  
氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

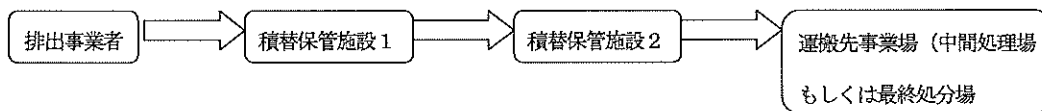
日本産業分類の中分類を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社○○××営業所		業種	総合工事業					
事業場の所在地	栃木県××市□□2-2-2		電話番号	△△△-△△△-△△△△					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	50	5	XXXXXX	○○運輸株式会社	栃木県○△市×△1-2	XXXXXX	○×環境株式会社	
2	木くず	20	2	XXXXXX	株式会社□○産業	同上	XXXXXX	有限会社環境△△	
3	繊維くず	1	2	XXXXXX	有限会社△△実業	埼玉県○×市△□1-1	XXXXXX	株式会社□○商事	
4	がれき類	50	20	XXXXXX	株式会社□○産業	福島県○△市×△1-2	XXXXXX	○×産業株式会社	

- 備考
- この報告書は前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
  - 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
  - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
  - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
  - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
  - 処分場所の住所は運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
  - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてもすべて記入すること。  
(日本工業規格 A列4番)

(区間を区切って運搬を行った場合)



番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	5	1	XXXXXX	○○運輸株式会社 (区間委託)	積替保管施設1の住所			
2				XXXXXX	○○運輸株式会社 (区間委託)	積替保管施設2の住所			
3				XXXXXX	株式会社□○産業	運搬先の事業場の住所	XXXXXX	有限会社環境△△	
4									

(再委託を行った場合 1 (廃プラスチック類) : 運搬を再委託した場合、3 (木くず) : 処分を再委託した場合)

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	5	1	XXXXXX	○○運輸株式会社 (再委託)				
2				XXXXXX	○○運輸株式会社	運搬先の事業場の住所	XXXXXX	有限会社環境△△	
3	木くず	2	1	XXXXXX	株式会社□○産業	運搬先の事業場の住所	XXXXXX	有限会社環境△△ (再委託)	
4							XXXXXX	○×産業株式会社	

# マニフェスト交付等状況報告の手引き

平成 21 年 4 月 大阪府

廃棄物処理法に基づき、平成 20 年度から産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出が義務化されました。

## ■ 対象事業者

前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託した全ての事業者

## ■ 提出先

都道府県知事又は政令市長

## ■ 報告内容

事業場ごとに前年度において交付したマニフェストの交付等の状況  
（産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数等）

## ■ 提出期限

毎年 6 月 30 日まで

## ■ 根拠法令

廃棄物処理法 第 12 条の 3 第 6 項	管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出しなければならない。
廃棄物処理法施行規則 第 8 条の 27	法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（政令市にあっては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出するものとする。

## ■ 罰則等

マニフェスト交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるよう命ぜられる場合があります。この命令に違反した場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

※ 廃棄物処理法第 12 条の 5 第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用した登録及び報告（電子マニフェスト）を活用している場合は、同法第 12 条の 5 第 8 項の規定により、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

# ●直送で廃棄物を運搬する場合の報告書記載例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成〇年度）								平成〇年〇月〇日		
大阪府知事 殿 (市長)		報告者 住所 〇〇市〇〇町1丁目1-1 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 大塚太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 000-000-0000								
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。										
事業場の名称		〇〇株式会社 ××店				コード及び業種	89		自動車整備業	
事業場の所在地		〒000-0000 大阪府岸和田市△△町2-2-2				電話番号	000-000-0000		担当者名 大塚次郎	
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード	
1	金属くず(オイルエレメント) 120 1	2	××	027x 3	(株)〇×事業開発	滋賀県〇〇2-2-2-25000 4	025x 3 103	△環境株式会社	6	
2	汚泥 0200	〇〇	××	027xxxxxxxx	〇〇運輸株式会社	大阪府大東市×〇1-2-3 27218	027xxxxxxxx 21 5	株式会社××産業		

## ①産業廃棄物の種類

- マニフェストの産業廃棄物の種類欄に複数のチェックがあるものはその中で最も重量のあるものを代表品目として記載し、( ) 書きで混合廃棄物が分かるように併記してください。  
例：金属くず（オイルエレメント）
- 分別が可能な廃棄物については混合せずに分別し、処分してください。また、分別できない廃棄物については、廃棄物の種類コード表の「不可分一体」の項目の中にある物を除き、前述のとおりとしてください。

## ②排出量

- 委託した産業廃棄物の重量をトンで記載します。

## ③運搬受託者及び処分受託者の許可番号

- 運搬受託者欄の許可番号は、積込む場所における行政庁の許可番号を記載します。
- 処分受託者欄の許可番号は、処分場所における行政庁の許可番号を記載します。
- 許可番号は産業廃棄物委託契約書に添付された収集運搬及び処分業者の許可証の写しを参考にしてください。
- なお、許可番号は次のように構成されています。

	[10桁又は11桁]
<p>① 許可行政庁を表します。[2桁又は3桁] 例 027：大阪府 066：大阪市 067：堺市 068：東大阪市 106：高槻市</p> <p>② 許可の種類を表します。[1桁] 0：産廃収集運搬業（積替え保管を含まない。） 5：特管産廃収集運搬業（積替え保管を含まない。） 1：産廃収集運搬業（積替え保管を含む。） 6：特管産廃収集運搬業（積替え保管を含む。） 2：産廃処分業（中間処理） 7：特管産廃処分業（中間処理） 3：産廃処分業（最終処分） 8：特管産廃処分業（最終処分） 4：産廃処分業（中間処理と最終処分） 9：特管産廃処分業（中間処理と最終処分）</p> <p>③ 許可行政庁が自由に決定できる番号です。[1桁]</p> <p>④ 業者ごとの全国共通の番号です。 [6桁] 許可行政庁が異なっても同じ番号になります。</p>	

#### ④運搬先住所

■廃棄物を積下ろす場所（処分場所）の住所

マニフェストの運搬先所在地を記載します。（▲に記載された住所）

注：運搬受託者及び処分受託者の事務所住所ではありません。

マニフェスト種別		産業廃棄物管理票(マニフェスト) ○票				
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者 氏名 息			
事業主 (排出者)	氏名又は名称	事業場 (埠頭等)		名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒		
産業廃棄物	種類	数量(及び単位)		廃棄		
本質知照産 業廃棄物	管理票交付書(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
	<input type="checkbox"/> 噸量記載のとおり <input type="checkbox"/> 当簿記載のとおり					
最終処分の 場所	名称/所在地/電話番号					
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当簿記載のとおり					
運搬受託者	氏名又は名称	運搬先の事 業場 (処分事業場)		氏名又は名称 所在地 〒 ▲		
	住所 〒	電話番号		電話番号		
処分受託者	氏名又は名称	積替え又は 保管		所在地 〒		
	住所 〒	電話番号		電話番号		
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物給付量	数量(及び単位)
	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			照合確認		
				B2 平成 年 月 日		
			B3 平成 年 月 日			
			B4 平成 年 月 日			

#### ⑤処分方法

■処分受託者が2以上の処分方法を行う場合は全ての処分方法コードを記載します。

例：中間処理業者が汚泥を脱水後、焼却する場合は、「201、204」と記載します。

例：中間処理業者が木材を破碎後、燃料として売却する場合は、「207、104」と記載します。

#### ⑥処分場所の住所

■記載不要です。

# ●積替えして廃棄物を運搬する場合の報告書記載例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成〇年度）

平成〇年〇月〇日

大阪府知事 殿  
(市長)

報告者  
住所 〇〇市〇〇町丁目1-1  
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 000-000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇株式会社 ××店			コード及び業種	89	自動車整備業
事業場の所在地	〒000-0000 大阪府岸和田市△△町2-2-2			電話番号	000-000-0000	担当者名 大阪次郎
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード
1	廃油 030 1	2	××	027x 3	〇△株式会社	大阪府岸和田市△△区△△1 7 27140
4			4	067xxxxxxx	×運送(株)	大阪府高槻市〇〇区△△4-3-2 8 27200
						106x 3 5 205
						△環境開発株 6

例えば、岸和田市で積込み、堺市で積替えした後、高槻市で処分する場合は、

## ④積替えする場合

- 積替えする場合は、行を分けて記載します。
- 報告書左欄の番号は同一の番号となります。

## ⑦運搬先住所

### ■積替えする場所

マニフェストの運搬先所在地を記載します。(積替えする場所：☆に記載された住所)

注：運搬受託者の事務所の住所ではありません。

## ⑧運搬先住所

### ■処分するために廃棄物を降ろす場所

マニフェストの運搬先所在地を記載します。(処分する場所：★に記載された住所)

注：処分受託者の事務所の住所ではありません。

なお、積替えを複数回行う場合には、行を追加して記載してください。

マニフェスト様式		産業廃棄物管理票(マニフェスト) 〇票			
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名	印
事業者(排出者)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		事業者(排出事業者)	名称 所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類		数量(及び単位)	荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 候補記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり				
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり				
運搬受託者(区間1)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		運搬先の事業場 ■積替保管	氏名又は名称 所在地 〒 ☆ 電話番号	
運搬受託者(区間2)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		運搬先の事業場 ■処分施設	氏名又は名称 所在地 〒 ★ 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		積替え又は保管	所在地 〒 電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾質量 数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		照合確認	B 票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日	

■ 記入要領

項目	説明
報告者の住所	個人の場合は住民票記載の住所を記入してください。法人の場合は法人登記の住所を記入してください。
報告者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)(有)まで記入するとともに、代表者の氏名も記入してください。
報告者の電話番号	報告者に連絡のつく電話番号を記入してください。
事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。 例:○△工業(株)大阪工場
事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の所在地を記入してください。「報告者の住所」の欄に記入したものと異なっても支障ありません。
コード及び種類	コード表①より事業区分を選択し、コード(数字2桁)と名称を記入してください。
電話番号	担当者に連絡のつく電話番号を記入してください。
担当者名	担当者の氏名を記入してください。報告書の内容について確認するため行政から連絡する場合があります。
番号	連番の番号を記入してください。区間を区切って2以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。
産業廃棄物の種類及びコード	排出される廃棄物の種類をコード表②より選択しコード(数字4桁)と名称を記載して下さい。(コードは大阪府指定の項目です。)運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を明記して下さい。
排出量(t)	実際に委託した産業廃棄物のt(トン)数を記入してください。重量がわからない場合は、体積をもとに別添の換算表を使って換算してください。運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係る排出量を明記してください。
管理票の交付枚数	管理票(マニフェスト)の交付枚数を記入してください。運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るマニフェストの交付枚数を明記してください。
運搬受託者の許可番号	運搬受託者の許可番号を数字11桁又は10桁で記入してください。運搬受託者は積み場所と卸す場所の両方で許可を有していなければなりません、ここでは積み場所を管轄する行政庁の許可番号のみの記入で支障ありません。
運搬受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)(有)まで記入してください。
運搬先の住所及びコード	運搬先の住所及びコード表③より選んだ地域コード(数字5桁)を記入してください。
処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の許可番号を数字11桁又は10桁で記入するとともに、コード表④より選択した処分方法コード(数字3桁)を記入してください。処分受託者が2以上の処分方法を行う場合(脱水・焼却など)は全ての処分方法コードを「」で区切って記入してください。 例:中間処理業者が木材を破碎後、燃料として売却する場合(破碎-燃料化)は207,104ただし、マニフェスト集計支援システムを利用される場合には処分方法が1コードのみの入力となっているため、破碎である207を記入してください。
処分受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)(有)まで記入してください。
処分場所の住所及びコード	原則的に記載する必要はありません。運搬先と処分場所が異なる場合には処分場所の住所及びコード表③より選んだ地域コード(数字5桁)を記入してください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 年度)

平成 年 月 日

大阪府知事 殿  
(市長)

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	事業場の所在地				コード及び業種	担当者名			
	産業廃棄物の種類 及びビコード	排出量(t)	管理票の交 付枚数	運搬受託者の 氏名又は名称			電話番号	運搬先の住所 及びビコード	処分受託者の 氏名又は名称

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめたとて提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

### 別添 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

※この換算係数はあくまで参考値です。換算する際には、実際の産業廃棄物の性状を加味してください。

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
0100	燃え殻	1.14
0200	汚泥	1.10
0300	廃油	0.90
0400	廃酸	1.25
0500	廃アルカリ	1.13
0600	廃プラスチック類	0.35
0700	紙くず	0.30
0800	木くず	0.55
0900	繊維くず	0.12
1000	動植物性残渣	1.00
1100	ゴムくず	0.52
1200	金属くず	1.13
1300	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	1.00
1400	鉱さい	1.93
1500	がれき類	1.48
1600	動物の糞尿	1.00
1700	動物の死体	1.00
1800	ばいじん	1.26
1900	13号廃棄物	1.00
4000	動物系固形不要物	1.00
2000	建設系混合廃棄物	0.26-0.50
2410	石綿含有建設混合廃棄物	0.26
2420	石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	1.00
2430	石綿含有廃プラスチック類	0.35
2440	石綿含有がれき類	1.48
2450	石綿含有紙くず	0.30
2460	石綿含有木くず	0.55
2470	石綿含有繊維くず（天然繊維）	0.12
3100	廃電気機械器具	1.00
7000	引火性廃油	0.90
7010	引火性廃油（有害）	0.90
7100	強酸	1.25
7110	強酸（有害）	1.25
7200	強アルカリ	1.13
7210	強アルカリ（有害）	1.13
7300	感染性廃棄物	0.30-0.50
7421	廃石綿等（飛散性）	0.30
7422	指定下水汚泥	1.10
7423	鉱さい（有害）	1.93
7424	燃え殻（有害）	1.14
7425	廃油（有害）	0.90
7426	汚泥（有害）	1.10
7427	廃酸（有害）	1.25
7428	廃アルカリ（有害）	1.13
7429	ばいじん（有害）	1.26
7430	13号廃棄物（有害）	1.00



コード表① 業種コード

コード	業種	コード	業種
A	農業、林業	I	卸売・小売業
01	農業	52	飲食料品卸売業
02	林業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
B	漁業	54	機械器具卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	55	その他の卸売業
04	水産養殖業	56	各種商品小売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
05	鉱業、砕石業、砂利採取業	58	飲食料品小売業
D	建設業	59	機械器具小売業
06	総合工事業	60	その他の小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	61	無店舗小売業
08	設備工事業	J	金融・保険業
E	製造業	62	銀行業
09	食料品製造業	63	協同組織金融業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	64	貸金業、クレジットカード等非預金信用機関
11	繊維工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	66	補助的金融業等
13	家具・装備品製造業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	K	不動産業、物品賃貸業
15	印刷・同関連業	68	不動産取引業
16	化学工業	69	不動産賃貸業・管理業
17	石油製品・石炭製品製造業	70	物品賃貸業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L	学術研究、専門・技術サービス業
19	ゴム製品製造業	71	学術・開発研究機関
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
21	窯業・土石製品製造業	73	広告業
22	鉄鋼業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
24	金属製品製造業	75	宿泊業
25	はん用機械器具製造業	76	飲食店
26	生産用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
27	業務用機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業	80	娯楽業
31	輸送用機械器具製造業	O	教育、学習支援業
32	その他の製造業	81	学校教育
F	電気・ガス・熱供給・水道業	82	その他の教育、学習支援業
33	電気業	P	医療、福祉
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
G	情報通信業	Q	複合サービス事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	R	サービス業(他に分類されないもの)
40	インターネット附随サービス業	88	廃棄物処理業
41	映像・音声・文字情報制作業	89	自動車整備業
H	運輸業、郵便業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	S	公務(他に分類されるものを除く)
49	郵便業(信書便事業を含む)	97	国家公務
I	卸売・小売業	98	地方公務
50	各種商品卸売業	T	分類不能の産業
51	繊維・衣服等卸売業	99	分類不能の産業

コード表② 産業廃棄物の種類コード

コード	産業廃棄物の種類	
0100	燃え殻	燃え殻(下記以外)
0110		焼却灰
0111		石炭灰
0112		廃棄物焼却灰
0120		廃カーボン・活性炭
0200	汚泥	汚泥(下記以外)
0210		有機性汚泥
0211		下水汚泥
0220		無機性汚泥
0221		建設汚泥
0222		上水汚泥
0300	廃油	廃油(下記以外)
0310		一般廃油
0311		鉱物系廃油
0312		動植物系廃油
0320		廃溶剤
0330		固形油
0340		油泥
0400	廃酸	廃酸(下記以外)
0401		写真定着液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ(下記以外)
0501		写真現像液
0600	廃プラスチック類	廃プラスチック類(下記以外)
0601		廃タイヤ
0602		自動車用プラスチックナフバー
0603		廃農業用ビニール
0604		プラスチック製廃容器包装
0605		発泡スチロール
0606		発泡ウレタン
0607		発泡ポリスチレン
0608		塩化ビニール製建設資材
0700	紙くず	紙くず(下記以外)
0710		建設工事の紙くず
0711		ダンボール
0800	木くず	木くず(下記以外)
0810		建設工事の木くず
0811		伐採材・伐根材
0900	繊維くず	繊維くず(下記以外)
0910		建設工事の繊維くず
1000	動植物性残渣	動植物性残渣
1100	ゴムくず	ゴムくず
1200	金属くず	金属くず(下記以外)
1210		鉄くず
1220		非鉄金属くず
1221		鉛製の管又は板
1222		電線のくず
1300	ガラスくず等*1	ガラスくず等*1(下記以外)
1310		ガラスくず
1311		カレット
1312		廃ブラウン管(側面部)
1313		ガラス製廃容器包装
1314		ロックウール
1315		石綿(非飛散性)
1316		グラスウール
1317		岩綿吸音板
1320		陶磁器くず
1321		コンクリートくず
1322		廃石膏ボード
1323		ALC(軽量気泡コンクリート)
1400	銹さい	銹さい(下記以外)
1401		スラグ
1500	がれき類	がれき類(下記以外)
1501		コンクリート破片
1502		アスコン破片
1600	動物の糞尿	動物の糞尿
1700	動物の死体	動物の死体
1800	ばいじん	ばいじん
1900	13号廃棄物	13号廃棄物
4000	動物系固形不要物	動物系固形不要物

(不可分一体の産業廃棄物)

コード	産業廃棄物の種類	
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物(下記以外)
2010		安定型建設系混合廃棄物
2020		管理型建設系混合廃棄物
2021		新築系混合廃棄物
2022		解体系混合廃棄物
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
2300	シュレッターダスト	シュレッターダスト
	石綿含有産業廃棄物	
2410		石綿含有建設混合廃棄物
2420		石綿含有ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず
2430		石綿含有廃プラスチック類
2440		石綿含有がれき類
2450		石綿含有紙くず
2460		石綿含有木くず
2470		石綿含有繊維くず(天然繊維)
3000	廃自動車	廃自動車(下記以外)
3010		廃二輪車
3011		バイク
3012		自転車
3100	廃電気機械器具	廃電気機械器具(下記以外)
3101		廃パソコン機・廃パチスロ機
3102		プリント配線板
3103		テレビジョン受信機
3104		エアコンディショナー
3105		冷蔵庫
3106		洗濯機
3107		電子レンジ
3108		パーソナルコンピューター
3109		電話機
3110		自動販売機
3111		蛍光灯
3112		冷凍庫
3500	廃電池類	廃電池類(下記以外)
3510		鉛蓄電池
3520		乾電池
3600	複合材	複合材

(特別管理産業廃棄物)

コード	産業廃棄物の種類	
7000	引火性廃油	引火性廃油
7010	引火性廃油(有害)	引火性廃油(有害)
7100	強酸	強酸
7110	強酸(有害)	強酸(有害)
7200	強アルカリ	強アルカリ
7210	強アルカリ(有害)	強アルカリ(有害)
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物
7410	廃PCB等 *2	廃PCB等(下記以外)
7411		廃PCB
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7421	廃石綿等(飛散性)	廃石綿等(飛散性)
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	銹さい(有害)	銹さい(有害)
7424	燃え殻(有害)	燃え殻(有害)
7425	廃油(有害)	廃油(有害)
7426	汚泥(有害)	汚泥(有害)
7427	廃酸(有害)	廃酸(有害)
7428	廃アルカリ(有害)	廃アルカリ(有害)
7429	ばいじん(有害)	ばいじん(有害)
7430	13号廃棄物(有害)	13号廃棄物(有害)

\*1…ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

\*2…廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物

コード表③ 産業廃棄物の種類コード

※下表にない市町村については、市町村の所在する都道府県コードを使用してください。

コード	運搬先・処分場所
	北海道
01000	北海道
01100	札幌市
01202	函館市
01204	旭川市
	東北
02000	青森県
02201	青森市
03000	岩手県
03201	盛岡市
04000	宮城県
04100	仙台市
05000	秋田県
05201	秋田市
06000	山形県
07000	福島県
07203	郡山市
07204	いわき市
	関東
08000	茨城県
09000	栃木県
09201	宇都宮市
10000	群馬県
10201	前橋市
11000	埼玉県
11100	さいたま市
11201	川越市
12000	千葉県
12100	千葉市
12204	船橋市
12217	柏市
13000	東京都
14000	神奈川県
14100	横浜市
14130	川崎市
14201	横須賀市
14209	相模原市
	中部
15000	新潟県
15100	新潟市
16000	富山県
16201	富山市
17000	石川県
17201	金沢市
18000	福井県
19000	山梨県
20000	長野県
20201	長野市
21000	岐阜県
21201	岐阜市
22000	静岡県
22100	静岡市
22130	浜松市
23000	愛知県
23100	名古屋市
23201	豊橋市
23202	岡崎市
23211	豊田市
24000	三重県

コード	運搬先・処分場所
	近畿(大阪府域は右参考)
25000	滋賀県
25201	大津市
26000	京都府
26100	京都市
28000	兵庫県
28100	神戸市
28201	姫路市
28202	尼崎市
28204	西宮市
29000	奈良県
29201	奈良市
30000	和歌山県
30201	和歌山市
	中国
31000	鳥取県
32000	島根県
33000	岡山県
33100	岡山市
33202	倉敷市
34000	広島県
34100	広島市
34202	呉市
34207	福山市
35000	山口県
35201	下関市
	四国
36000	徳島県
37000	香川県
37201	高松市
38000	愛媛県
38201	松山市
39000	高知県
39201	高知市
	九州・沖縄
40000	福岡県
40100	北九州市
40130	福岡市
40202	大牟田市
41203	久留米市
41000	佐賀県
42000	長崎県
42201	長崎市
42202	佐世保市
43000	熊本県
43201	熊本市
44000	大分県
44201	大分市
45000	宮崎県
45201	宮崎市
46000	鹿児島県
46201	鹿児島市
47000	沖縄県

コード	運搬先・処分場所
	大阪府域市町村
	大阪府域につきましては下記のコードを使用して下さい
27100	大阪市
27140	堺市
27202	岸和田市
27203	豊中市
27204	池田市
27205	吹田市
27206	泉大津市
27207	高槻市
27208	貝塚市
27209	守口市
27210	枚方市
27211	茨木市
27212	八尾市
27213	泉佐野市
27214	富田林市
27215	寝屋川市
27216	河内長野市
27217	松原市
27218	大東市
27219	和泉市
27220	箕面市
27221	柏原市
27222	羽曳野市
27223	門真市
27224	摂津市
27225	高石市
27226	藤井寺市
27227	東大阪市
27228	泉南市
27229	四條畷市
27230	交野市
27231	大阪狭山市
27232	阪南市
27301	島本町
27321	豊能町
27322	能勢町
27341	忠岡町
27361	熊取町
27362	田尻町
27366	岬町
27381	太子町
27382	河南町
27383	千早赤阪村

## コード表④ 処分方法コード

(再生)

コード	処分方法
101	再使用 (リユース)
102	素材再生
103	他用途原材料化
104	燃料化
105	コンポスト化 (堆肥化)
106 ( )	その他再生 ( ) 内に具体的に記入してください。

(最終処分)

コード	処分方法
302	安定型埋立
303	管理型埋立
304	遮断型埋立

(中間処理)

コード	処分方法
201	脱水
202	機械乾燥
203	天日乾燥
204	焼却
205	油水分離
206	中和
207	破碎
208	圧縮
209	溶融
210	選別
211	固形化
212	ばい焼
213	分解
214	洗淨
215	滅菌
216	消毒
217	煮沸
299 ( )	その他中間処理 ( ) 内に具体的に記入してください。



## 電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、紙マニフェストに代えて、排出事業者及び処理業者が情報処理センターのコンピューターに接続し、産業廃棄物の委託処理の流れをコンピューターにより管理するものです。

国はIT戦略本部(本部長：内閣総理大臣)で決定した「IT新改革戦略」において、平成22年度までに電子マニフェストの普及率を50%にすることを目標として取り組んでおり、関係各方面に強力に働きかけているところです。

電子マニフェストは排出事業者にとっても多くの利点があり、今後より一層の普及促進が求められています。

### 〔排出事業者にとっての利点〕

- ・ 情報管理の透明性や合理化につながる。
- ・ 偽造がしにくいいため、不法投棄等の不適正処理の防止につながる。
- ・ 電子マニフェスト利用分は、マニフェスト交付等状況報告を情報処理センターが代わって行うため、事業者からの報告が不要になる。

### 〔電子マニフェストに関する問合せ先〕

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL : 03-5811-8296 ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法第13条の2に基づき環境大臣が電子マニフェスト制度の運営主体として指定する「情報処理センター」です。)

# 問合せ・報告書の提出先

- |      |
|------|
| 大阪市  |
| 堺市   |
| 東大阪市 |
| 高槻市  |

 以外の大阪府域の事業場（工事現場）

建設業者・中間処理業者以外は、

⇒大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 国民会館・住友生命ビル5階

※報告書を送付する場合は、封筒の表面の右下あたりに「貴事業場の所在する市町村名」を明記してください。

TEL 06-6944-6716 FAX 06-6944-6715

## お知らせ！

マニフェスト交付等状況報告書の様式・記載例又は簡単に報告書が作成できるマニフェスト集計支援システムはホームページをご利用ください。大阪の環境ホームページ(エコギャラリー)は、<http://www.epcc.pref.osaka.jp/>です。

エコギャラリー ⇒ メインメニュー(廃棄物・リサイクル) ⇒ 産業廃棄物(マニフェスト交付等状況報告書又はマニフェスト集計支援システム)です。

なお、報告書は電子申請\*で報告できますので、是非ご利用ください。

\* 電子申請は、マニフェスト集計支援システムから利用できます。

建設業者・中間処理業者は、

⇒大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪赤十字会館7階

TEL 06-6941-0351 (内線 3825, 3829) FAX 06-6944-6719

## ■ 大阪市内の事業場（工事現場）

⇒大阪市 環境局 事業部 産業廃棄物排出事業者担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階

TEL 06-6630-3284 FAX 06-6630-3581

## ■ 堺市内の事業場（工事現場）

⇒堺市 環境局 環境保全部 産業廃棄物対策課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館5階

TEL 072-228-7476 (ダイヤルイン) FAX 072-228-7317

## ■ 東大阪市内の事業場（工事現場）

⇒東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所7階

TEL 06-4309-3207~8 (ダイヤルイン) FAX 06-4309-3944

## ■ 高槻市内の事業場（工事現場）

⇒高槻市 環境部 環境政策室 産業廃棄物指導課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所本館5階

TEL 072-674-7587 FAX 072-661-3198